

---

日整会メール通信号外

-2022年3月24日-

---

小児運動器疾患指導管理料算定に必要な研修について（再通知）

---

日本整形外科学会

会員各位

令和4年度診療報酬改定に伴い、特掲診療料の施設基準届出様式が公開されました。

詳細は各地方厚生局HPで閲覧できますのでご確認ください。

小児運動器疾患指導管理料については、令和2年度改定で求められた再届出は不要とされました。従いまして、既に施設基準を取得している医療機関においては、改めて届出を行う必要はありません。

しかし、1月31日付メール通信号外でお伝えいたしましたように、DVDセミナーによる受講証明書の有効期限は本年3月末です。既に施設基準を取得している医療機関においても、4月以降小児運動器疾患指導管理料を算定する場合、「適切な研修を修了し

ている」とは見なされなくなりますので、期日までに e-ラーニングで受講するようお願いいたします。なお、受講証明書を新たに提出する必要はありません。

また、DVD セミナー以外の、学術集会等で受講された方、e-ラーニングで受講された方も、2023 年 3 月末以降、順次有効期限が終了します。日整会 HP 会員マイページの「資格関連」から「特殊研修会参加履歴（受講証明書）」で「小児運動器疾患指導管理医師セミナー」の「印刷」をクリックしますと、表示される受講証明書右下に有効期限が表記されます。有効期限までに、新たに受講を済ませるようご注意ください。

社会保険等委員会